

須総発第145号
令和8年7月1日

建設工事業者 様

須崎市長 楠瀬 耕作



須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領（建築工事を除く。）の
一部改正について（通知）

このことについて、須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領（建築工事を除く。）（令和6年3月29日付け須総発第157号通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、この須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領（建築工事を除く。）について、須崎市が発注する建設工事（建築工事を除く。）に適用するものとします。

記

1 改正内容

- （1）「土木工事・水道施設工事」及び「下水道工事」について、各週休2日に対応する経費等の補正を廃止しました。
- （2）港湾積算基準書、漁港漁場関係工事積算基準書における発注工事について、現場閉所（月単位）の補正を改定しました。

2 施行日

この改正は、令和8年7月1日以後の積算単価を適用する工事から施行する。

（問い合わせ先）
総務課総務管財係 契約担当
TEL：0889-42-3791